

第5期江南市障害福祉計画及び
第1期江南市障害児福祉計画（案）

平成29年12月

江南市

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
（1）国の動向	1
（2）計画策定の趣旨	2
（3）計画の位置づけ	3
（4）計画の期間	5
（5）障害保健福祉圏域での連携	5
（6）計画の対象	5
（7）本計画におけるポイント	6
第2章 障害者（児）を取り巻く現状	7
（1）人口の状況	7
（2）障害のある人の状況	8
（3）第4期障害福祉計画における進捗状況	10
（4）アンケート結果の概要	11
（5）団体ヒアリング結果の概要	17
（6）現状と課題のまとめ	19
第3章 基本方針	20
（1）基本方針	20
（2）障害福祉サービス等の体系	21
第4章 障害福祉計画の成果目標及び障害福祉サービスの見込み量	23
（1）成果目標の設定	23
（2）障害福祉サービスの見込み量	27
（3）地域生活支援事業の見込み量	32
第5章 障害児福祉計画の成果目標及び障害児通所支援等の見込み量	40
（1）障害児支援における提供体制の確保	40
（2）成果目標の設定	42
（3）障害児通所支援等の見込み量	43
第6章 計画の推進に向けて	46
（1）進行管理	46
第7章 資料編	46

第1章 計画の基本的な考え方

(1) 国の動向

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法^{※1}」)は、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討が行われ、平成28年5月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、各市町村では引き続き「障害者総合支援法」に基づき「障害福祉計画」を策定するとともに、児童福祉法の改正では新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

また、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約^{※2}」の批准書が国際連合(以下「国連」)に寄託され、これにより、平成26年2月19日に我が国において効力を生ずることとなりました。国では、この権利条約批准に向け、様々な国内法を整備してきましたが、なかでも、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法^{※3}」)は、平成28年4月の施行に伴い、行政機関や事業者等に対する障害を理由とした差別的取扱いの禁止、合理的配慮^{※4}の提供の義務づけ(行政機関等は法的義務、事業者は努力義務)が規定されました。

そして、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が目指されることとなりました。障害福祉分野でも、「地域共生社会」の理念のもと、地域での就労の場づくりや、障害のある人と高齢者が分け隔てなく利用できる「共生型サービス^{※5}」の創設等を進めていくことが示されています。

※1 障害者総合支援法

平成25年4月1日に施行。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

※2 障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

※3 障害者差別解消法

「差別の禁止」を基本原則とし、差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止を定めている。

※4 合理的配慮

障害のある人が他の者と平等な人権や自由を享有するために必要かつ適当な、「均衡を失した負担又は過度の負担」を課さない程度における配慮のこと。

※5 共生型サービス

同一の事業所で、介護保険と障害福祉のサービスが一体的に提供できるサービス、仕組みであり、障害のある人・児童が介護保険事業所を、また、高齢者が障害福祉事業所を利用しても、給付対象となる。

■近年の主な法整備

年	法整備	
平成 25 年	・「障害者総合支援法」施行	・「障害者優先調達推進法」施行
平成 26 年	・「精神障害者保健福祉法」一部改正	・「障害者権利条約」批准
平成 27 年	・「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行	
平成 28 年	・「障害者差別解消法」施行 ・「発達障害者支援法」一部改正 ・「障害者総合支援法」「児童福祉法」一部改正	・「障害者雇用促進法」一部改正
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者総合支援法」一部改正（一部施行） ・地域生活支援の強化 自立生活援助サービスの創設 ・就労支援の強化 就労定着支援サービスの創設 ・障害者の高齢化への対応 介護保険サービスへの移行に伴う費用負担の軽減措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉法」一部改正（一部施行） ・発達支援サービスの強化 外出が困難な障害児に居宅訪問による発達支援サービス提供 ・関係機関の連携の強化 保健・医療・福祉等の連携を促進し、医療的ケアを必要とする児童の対応 ・障害児福祉計画の策定

（２）計画策定の趣旨

本市では、平成 27 年度に障害者総合支援法に基づく第 4 期江南市障害福祉計画を策定し、住み慣れた地域で自立した生活ができる環境づくりに努め、多様なニーズに対応する障害福祉サービスの充実を図ってきました。

本計画は、第 4 期江南市障害福祉計画が平成 29 年 3 月をもって期間満了を迎えることから、国の動向や社会情勢、障害のある人のニーズの変化等を踏まえ、新たな計画を策定するものです。

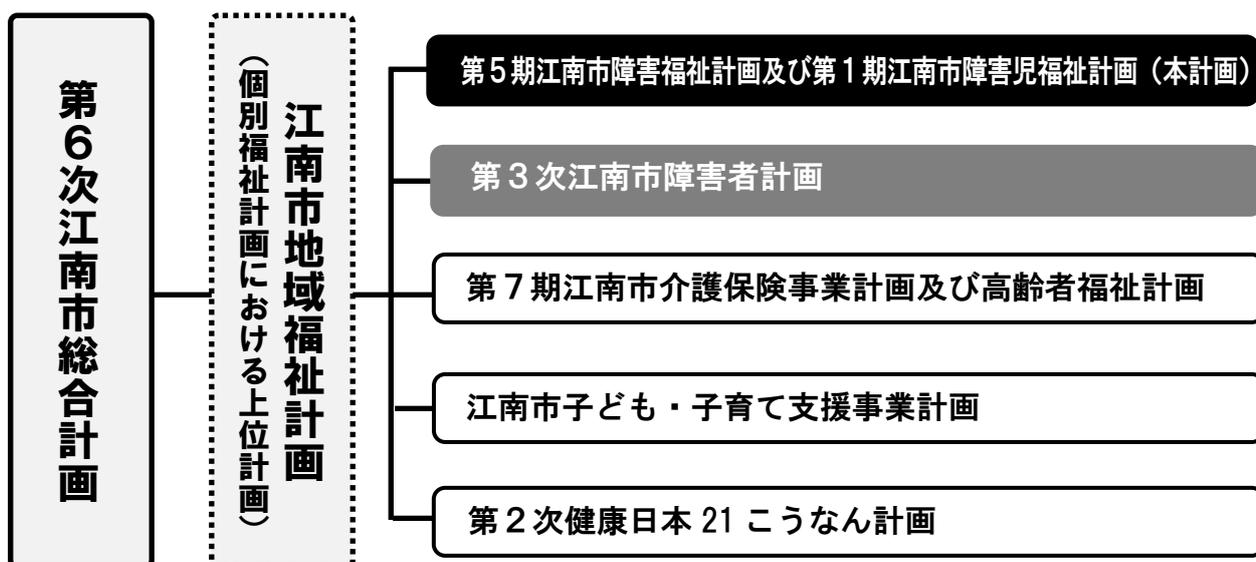
また、「障害児福祉計画」の策定が義務化されたことを踏まえ、障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量を明らかにする障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定するものとします。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法に基づく、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示す「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の性質を持つ計画です。

また、「第6次江南市総合計画」や「江南市地域福祉計画」等の上位計画及び市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定めた「第3次江南市障害者計画」と整合を図ります。

■計画の位置づけ



■障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置づけ

	障害者計画	障害福祉計画及び障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法	障害者総合支援法・児童福祉法
性 格	障害のある人の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害のある人のための施策に関する基本的な計画	計画最終年度における成果目標や各年度における障害福祉サービス及び障害児通所支援等の種類ごとの量の見込みと確保のための方策等の計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン2020」を基本とした計画	障害者計画の「障害福祉サービス等の推進」、「障害児支援体制の強化」を中心とした施策の具体的な量の見込みと確保方策を記載した計画

■障害者総合支援法における計画の位置づけ

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5略)

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(7～12略)

■児童福祉法における計画の位置づけ

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4) 計画の期間

本計画の期間は平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

■ 計画の期間

	平成 30	31	32	33	34	35	36	37	38
第 5 期江南市障害福祉計画及び 第 1 期江南市障害児福祉計画 (本計画)	←————→								
第 3 次江南市障害者計画	←————→								

(5) 障害保健福祉圏域での連携

障害福祉サービスの実施は、障害のある人が生活する「市町村」を基本的な単位として、きめ細かいサービスを提供することが必要となりますが、市町村単位で実施が困難な事業については、事業の内容やニーズに応じて、広域的な障害保健福祉圏域で、地域間で格差がないようにサービス提供体制づくりを進める必要があります。

本市は、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の 5 市 2 町で構成される尾張北部障害保健福祉圏域（以下「圏域」）に含まれます。

本市だけでは対応困難な各種サービスを、圏域内の連携によって、広域的なサービス提供体制を築き、身近な地域で障害のある人の日常的な相談や、関係機関と適切な連絡調整を図りつつ、障害者の需要に応じた通所・居住サービス等を提供します。

(6) 計画の対象

「第 5 期障害福祉計画」は、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業を受ける方、「第 1 期障害児福祉計画」は、児童福祉法による障害児通所支援を受ける方を対象とします。

(7) 本計画におけるポイント

国の「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画策定に係る基本指針」において、新たに盛り込まれた事項、または拡充された事項は次の通りです。

■第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画策定に係る基本指針の主な内容

主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
地域生活支援拠点等の一層の整備、基幹相談支援センターの設置促進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 就労定着に向けた支援
就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
障害児福祉計画の策定義務化、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等
- 地域共生社会の実現に向けた取組
地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組みづくり、専門的な支援を要する者に対する包括的かつ総合的な支援体制の構築
- 発達障害者支援の一層の充実（都道府県等を対象）
発達障害者支援地域協議会設置が重要、発達障害者支援センターの複数設置等の適切な配慮

成果目標に関する事項

- 施設入所者の地域生活への移行（継続）
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）
- 地域生活支援拠点等の整備（継続）
- 福祉施設から一般就労への移行（拡充）
- 障害児支援の提供体制の整備等（新規）

その他

- 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 難病患者への一層の周知
- 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

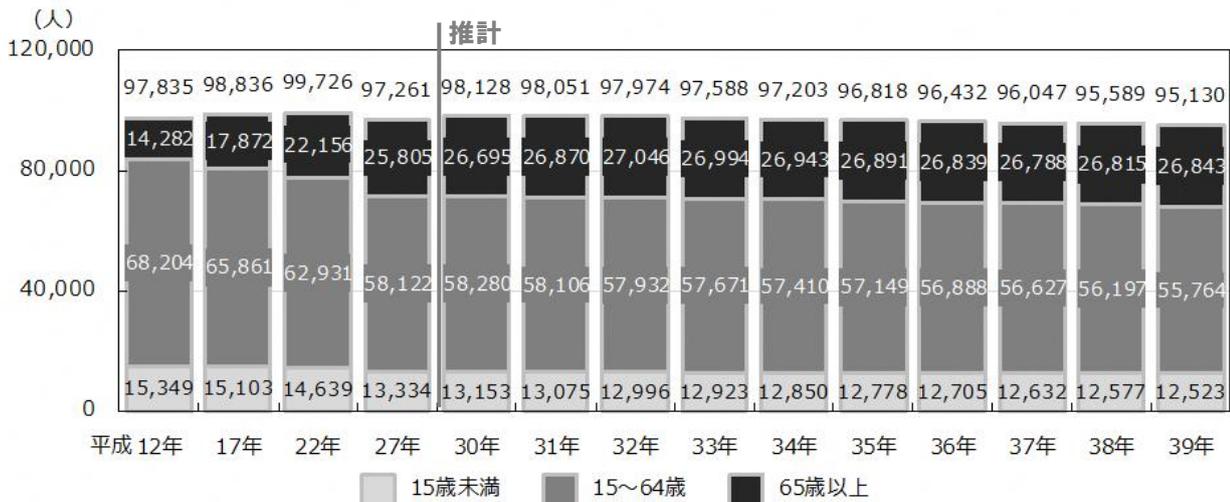
第2章 障害者（児）を取り巻く現状

（1）人口の状況

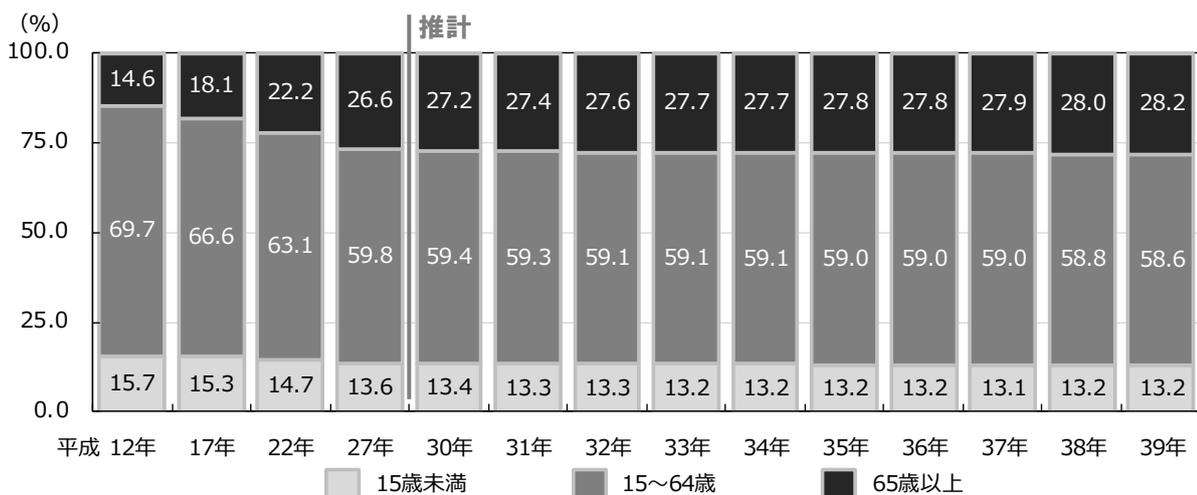
本市の人口は平成22年をピークに減少に転じており、平成30年以降の推計でも減少傾向が継続することが見込まれています。

年齢3区分別人口割合の推移と推計をみると、15歳未満、15～64歳の人口割合は減少傾向で推移していくのに対し、65歳以上の高齢者人口割合は増加を続けていくことが見込まれています。

■年齢3区分別人口の推移と推計



■年齢3区分別人口割合の推移と推計

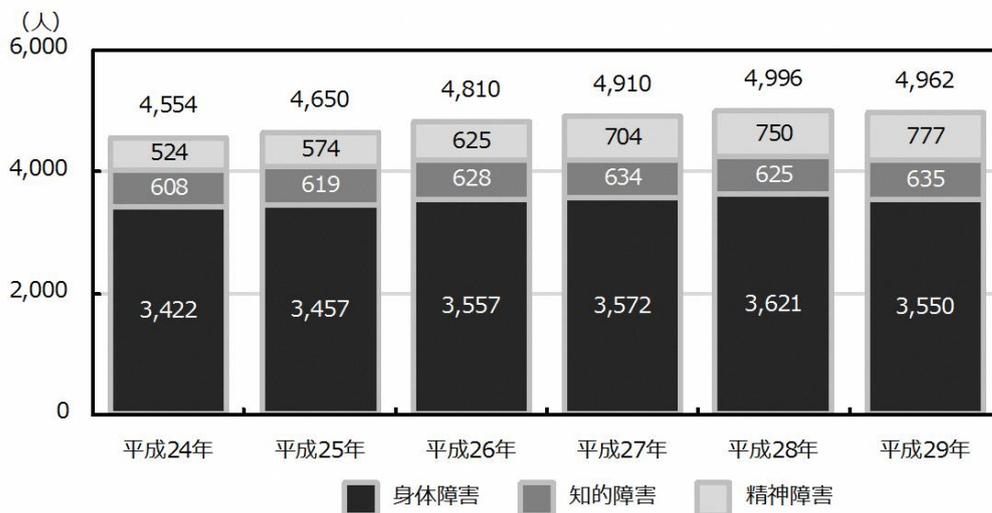


(2) 障害のある人の状況

①障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者で増加がみられます。

■障害者数の推移



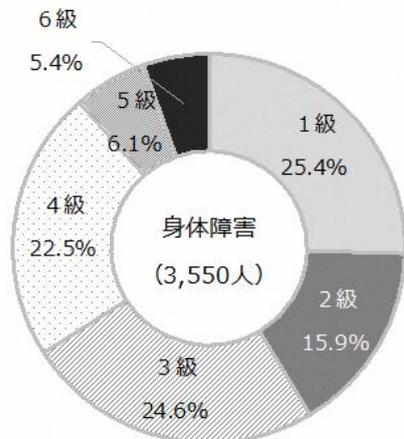
資料：福祉課（各年4月1日現在）

※グラフ中の「身体障害」は「身体障害者手帳所持者」、「知的障害」は「療育手帳所持者」、「精神障害」は「精神障害者保健福祉手帳所持者」を表しています。

②各手帳所持者の状況

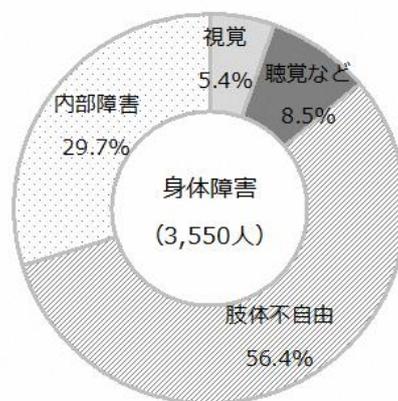
身体障害の内訳をみると、等級別割合では「1級」が最も多くなっています。また、障害種別の割合では、「肢体不自由」が半数以上、「内部障害」が約3割で大多数を占めています。

■身体障害 等級別割合(平成29年)



資料：福祉課（4月1日現在）

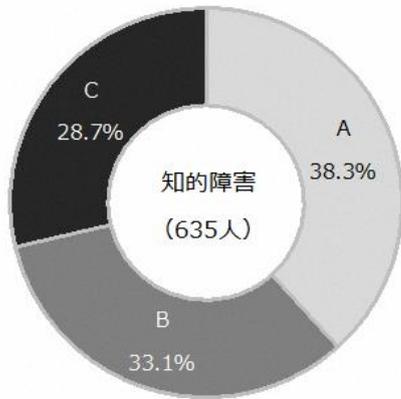
■身体障害 障害種別割合(平成29年)



資料：福祉課（4月1日現在）

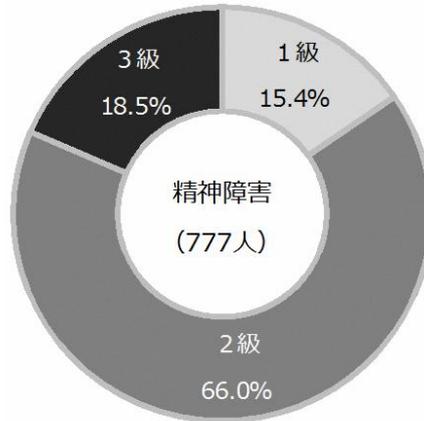
知的障害の内訳をみると、「A」が最も多くなっています。
 精神障害の内訳をみると、「2級」が半数以上を占めています。

■知的障害 判定別割合(平成 29 年)



資料：福祉課（4月1日現在）

■精神障害 等級別割合(平成 29 年)

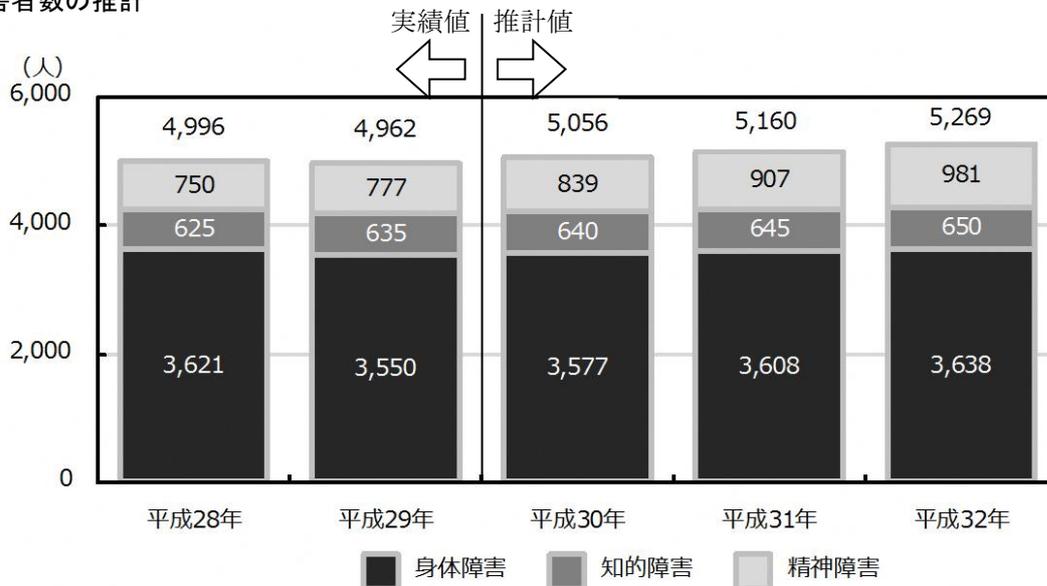


資料：福祉課（4月1日現在）

③障害者手帳所持者の推計

本市の人口推計及び障害者数の推移から、平成 32 年までの障害者数を推計しました。
 障害者手帳取得者の増加及び人口の高齢化により、今後も本市の障害者は増加していくものと予測されます。

■障害者数の推計



資料：平成 25 年から平成 29 年の手帳所持者数の増減率等をもとに作成

(3) 第4期障害福祉計画における進捗状況

①訪問系サービス

利用者数は減少傾向となっています。日中活動系サービスやグループホームの需要増加が要因として考えられ、今後も減少傾向が続くと見込まれます。

地域移行が求められる中で、在宅での生活を希望する者等へのニーズに応じたサービスを提供できるよう、事業所等との連携を強化していくことが必要です。

②日中活動系サービス

利用者数は就労継続支援及び短期入所で増加傾向にあります。平成29年度の制度改正に伴い、就労継続支援A型事業所の撤退が予想されることから、相談支援事業所等と連携を図り、適切なサービス受給が出来るよう支援を行っていく必要があります。

③居住系サービス・計画相談

地域移行の観点からグループホーム入所者が今後さらに増加すると予想されるため、グループホーム新設等を法人に働きかけていく必要があります。

④計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援・地域定着支援の実績はありませんが、一般・特定相談等の関係機関の連携強化により、地域移行等の支援が実施できていることが要因として考えられます。

⑤児童への支援

利用者数は、放課後等デイサービスで増加傾向にあります。市内の事業所数も充足傾向にある中で、放課後等デイサービスに係る厚生労働省令等の改正に伴い、サービスの質の向上が求められていることから、引き続き、実地指導監査等で指導徹底を図ることが必要です。

⑥地域活動支援事業

各事業における利用者数は、市ホームページの内容を充実させたこともあり、増加傾向となっており、概ね目標を達成しています。訪問入浴では、需要の高まりにより、1人当たりの受給回数を見直したことで、実績が大幅に増加しています。日中一時支援では、放課後等デイサービスとの併給が不可となり、今後利用者数が減少するものと予想されます。手話奉仕員養成研修事業では、平成26年度より犬山市、大口町、扶桑町との共同開催としてきましたが、平成29年度より岩倉市を加えた3市2町での広域開催とし、研修修了者に対してのステップアップ講座を充実させていきます。

(4) アンケート結果の概要

<調査の目的>

「第3次江南市障害者計画」及び「第5期江南市障害福祉計画及び第1期江南市障害児福祉計画」の策定に際し、障害のある方の日常生活や不安に思っていること、福祉サービスの利用実態などを把握し、計画策定や施策の推進の検討資料とするため実施しました。

<調査の概要>

- ・調査地域 : 市内全域
- ・調査対象者 : 市内在住の各障害者手帳所持者等の方 2,000人 を無作為抽出
- ・調査期間 : 平成29年7月28日(金)から8月11日(金)まで
- ・調査方法 : 調査票による本人記入方式
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

■回収結果

調査対象	配布数	回収数	回収率
手帳所持者等	2,000	1,228	61.4%

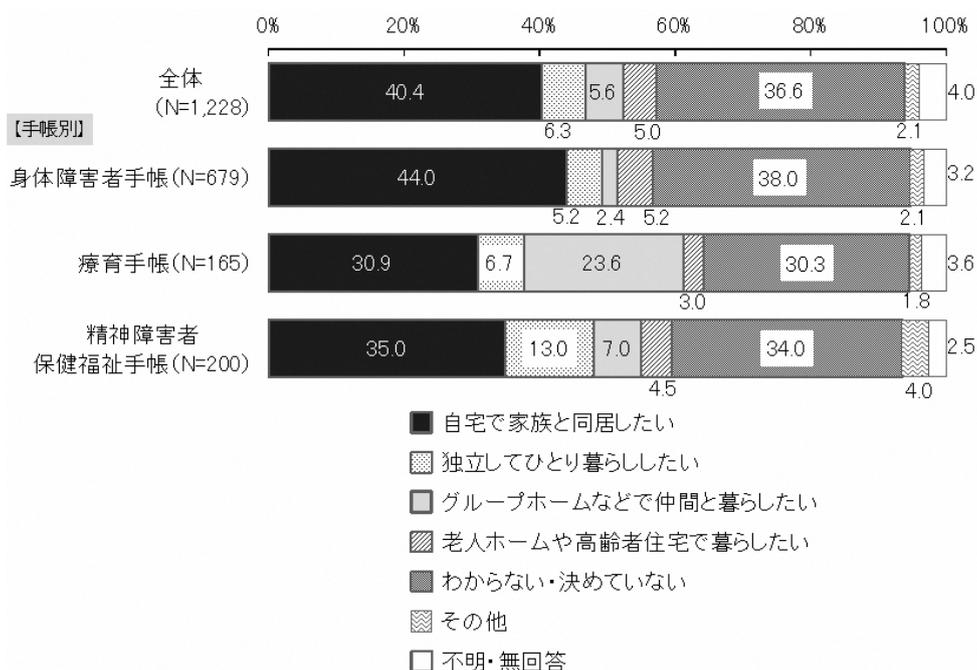
※比率は小数点以下第2位で四捨五入しているため、比率の合計は100.0%にならない場合があります。

※回答を2つ以上選択できる複数回答では、比率の合計は100.0%を超えます。Nは回答数を示しています。

①将来の生活の意向について

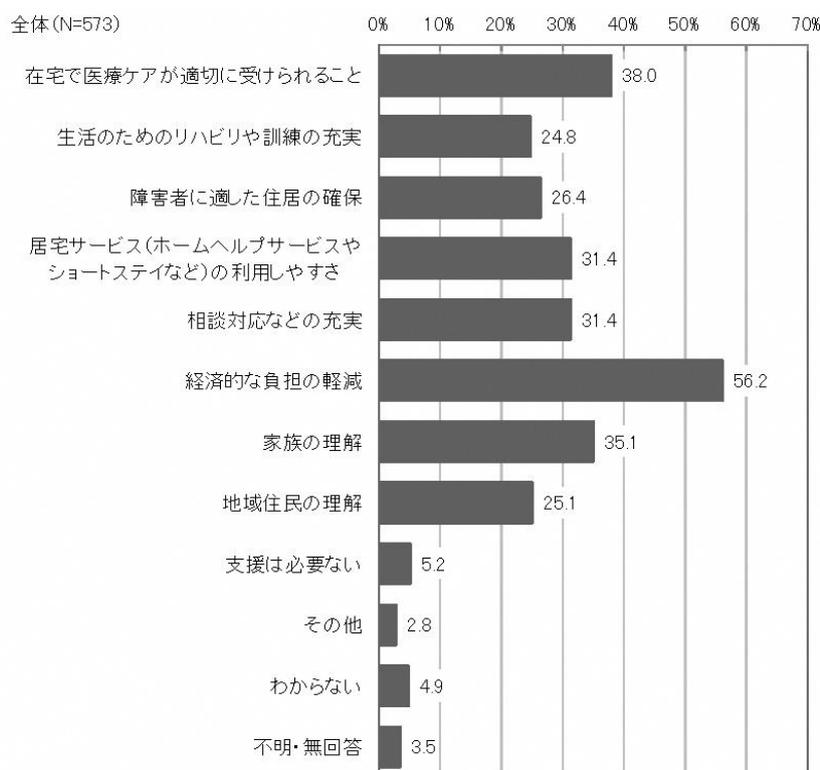
「自宅で家族と同居したい」が40.4%で最も高くなっています。次いで「わからない・決めていない」が36.6%、「独立してひとり暮らししたい」が6.3%となっています。

手帳別でみると、いずれも、「自宅で家族と同居したい」が最も高くなっています。



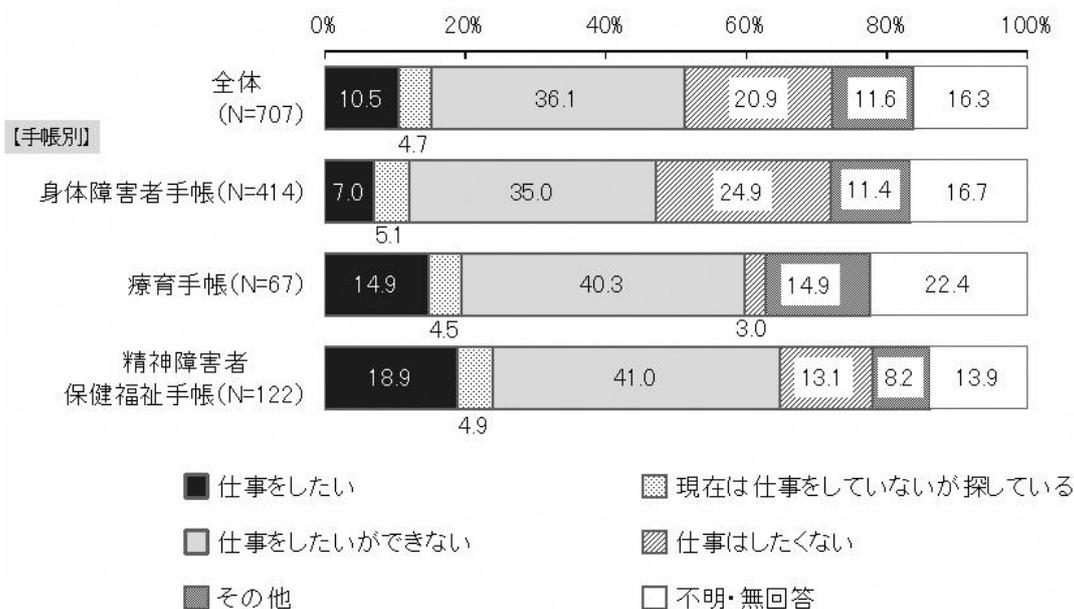
②在宅で自立して暮らすために必要な支援やサービスについて

「経済的な負担の軽減」が56.2%で最も高くなっています。次いで「在宅で医療ケアが適切に受けられること」が38.0%、「家族の理解」が35.1%となっています。



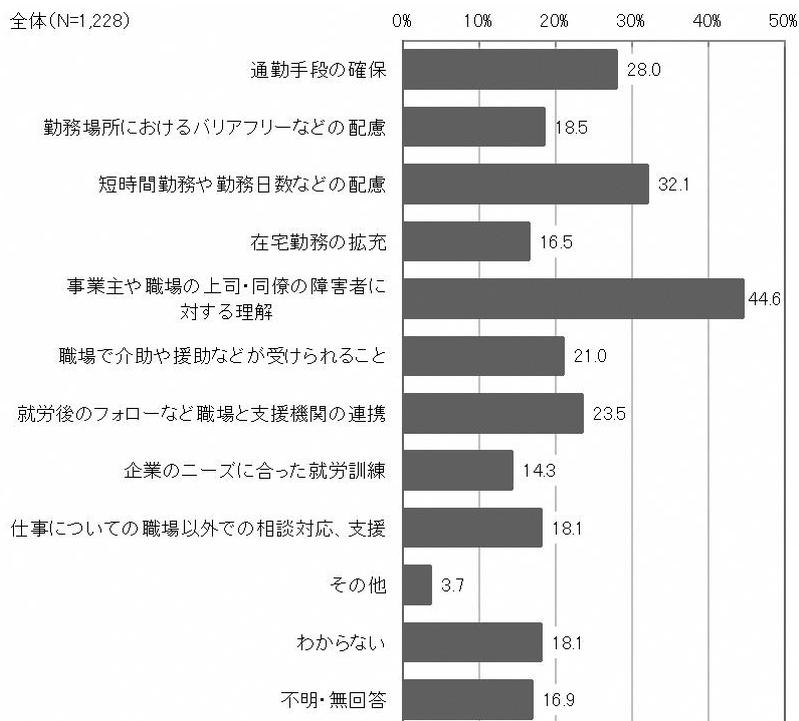
③就労意向について

「仕事をしたいができない」が36.1%で最も高くなっています。次いで「仕事はしたくない」が20.9%、「仕事をしたい」が10.5%となっています。



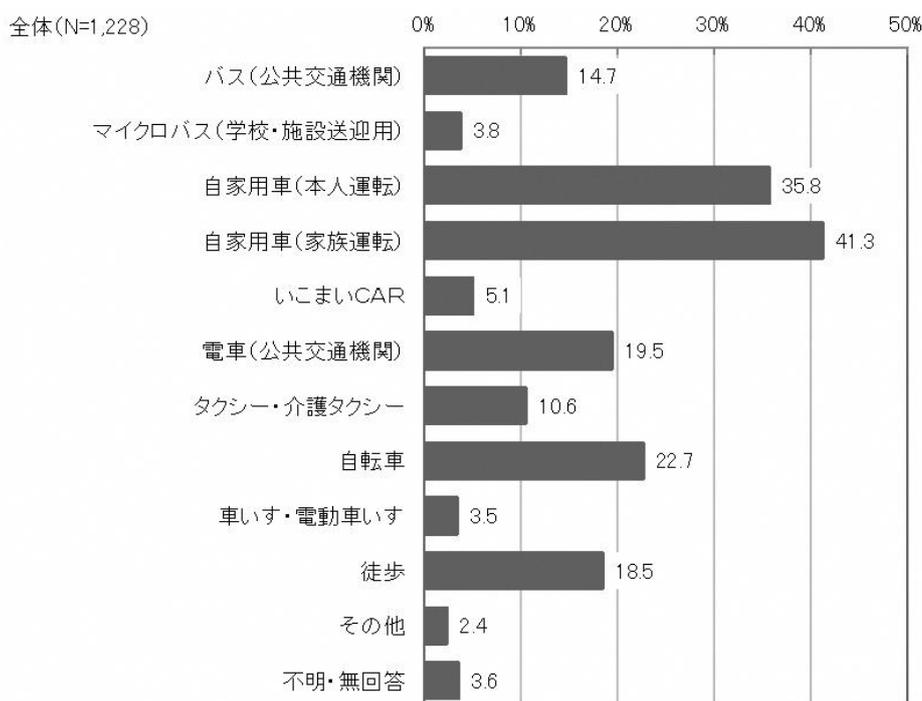
④就労支援として必要なことについて

「事業主や職場の上司・同僚の障害者に対する理解」が44.6%で最も高くなっています。次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が32.1%、「通勤手段の確保」が28.0%となっています。



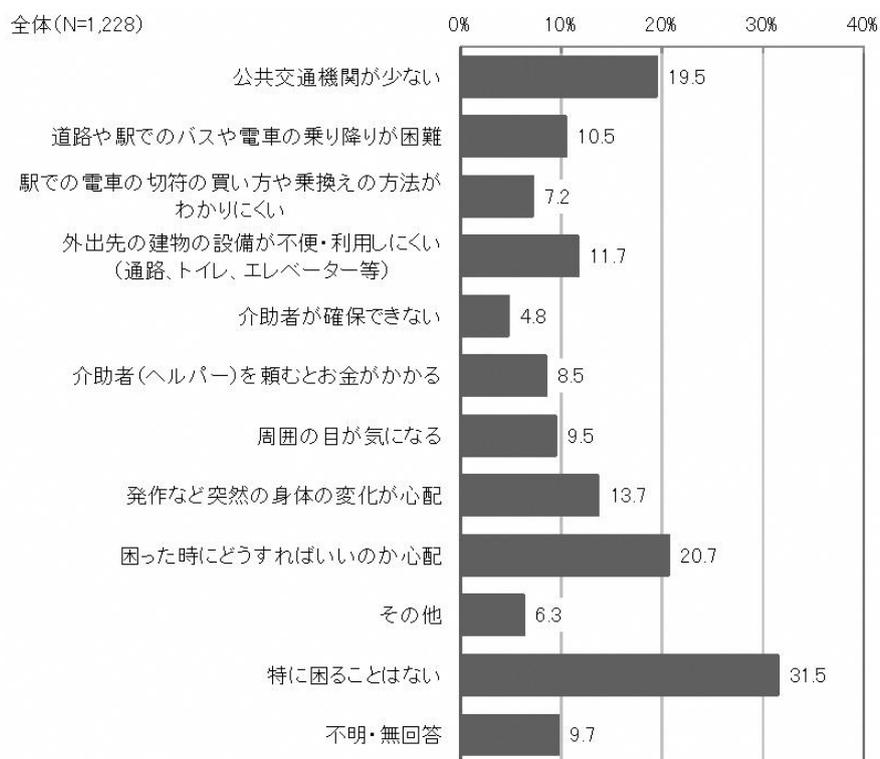
⑤外出する時の交通手段について

「自家用車（家族運転）」が41.3%で最も高くなっています。次いで「自家用車（本人運転）」が35.8%、「自転車」が22.7%となっています。



⑥外出の際に困ることについて

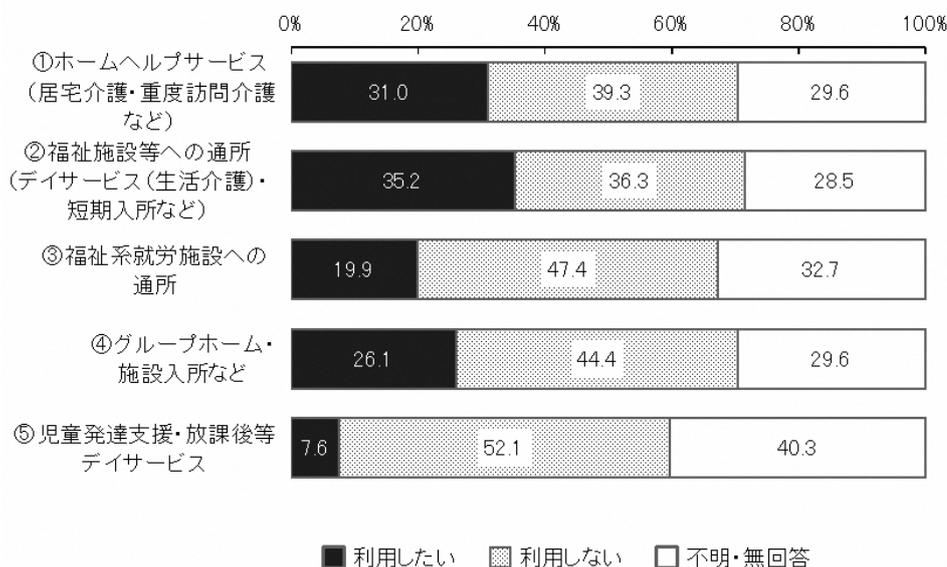
「特に困ることはない」が31.5%で最も高くなっています。次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が20.7%、「公共交通機関が少ない」が19.5%となっています。



⑦福祉サービスの利用意向について

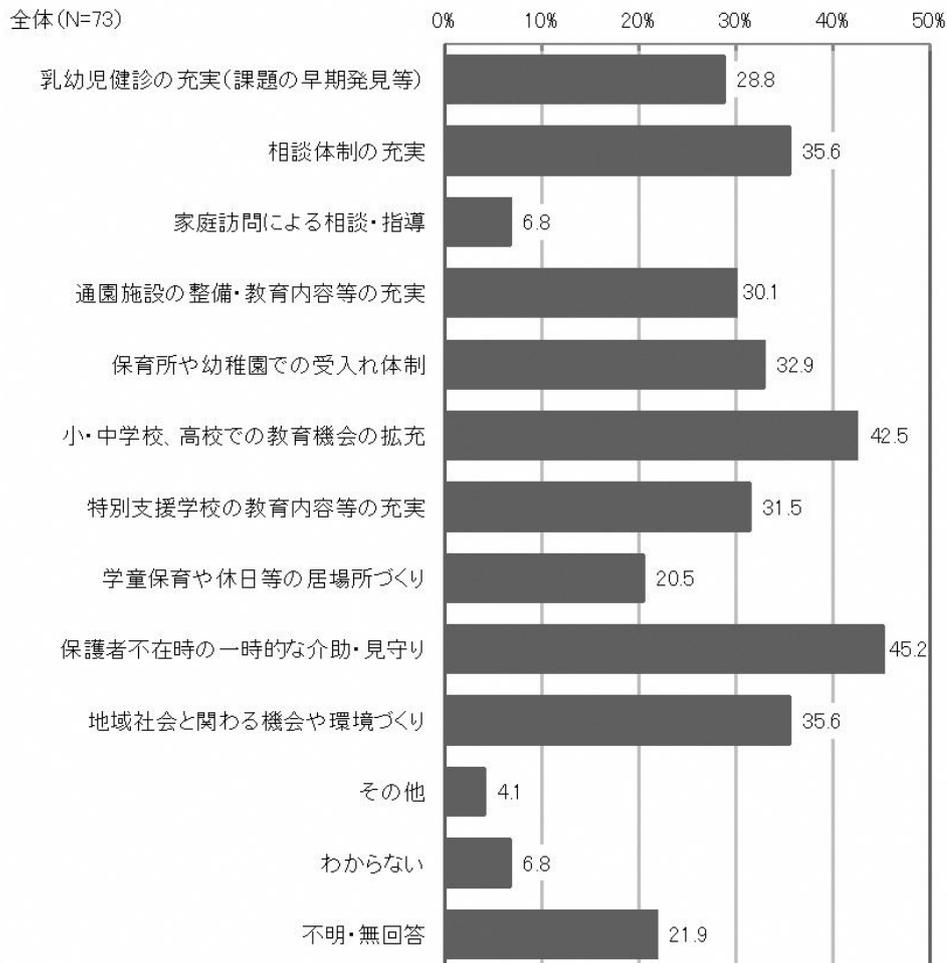
現在の状況でみると、いずれも「利用しない」が最も高くなっています。「①ホームヘルプサービス(居宅介護・重度訪問介護など)」、「②福祉施設等への通所(デイサービス(生活介護)・短期入所など)」で、「利用したい」が3割を超えています。

今後の考え(N=1,228)



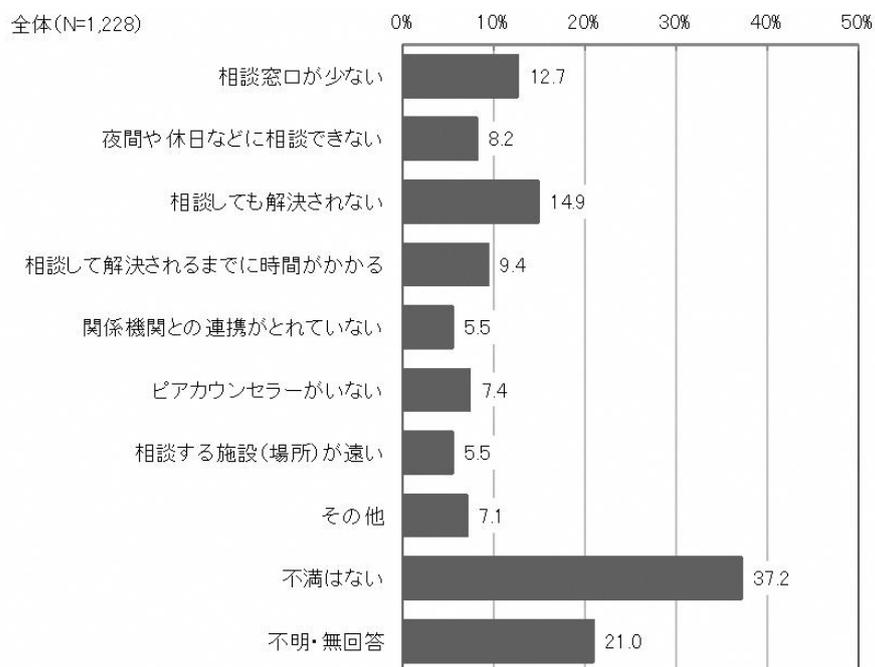
⑧子どものために特に重要だと思うことについて（18歳未満のみ回答）

「保護者不在時の一時的な介助・見守り」が45.2%で最も高くなっています。次いで「小・中学校、高校での教育機会の拡充」が42.5%、「相談体制の充実」、「地域社会と関わる機会や環境づくり」が35.6%となっています。



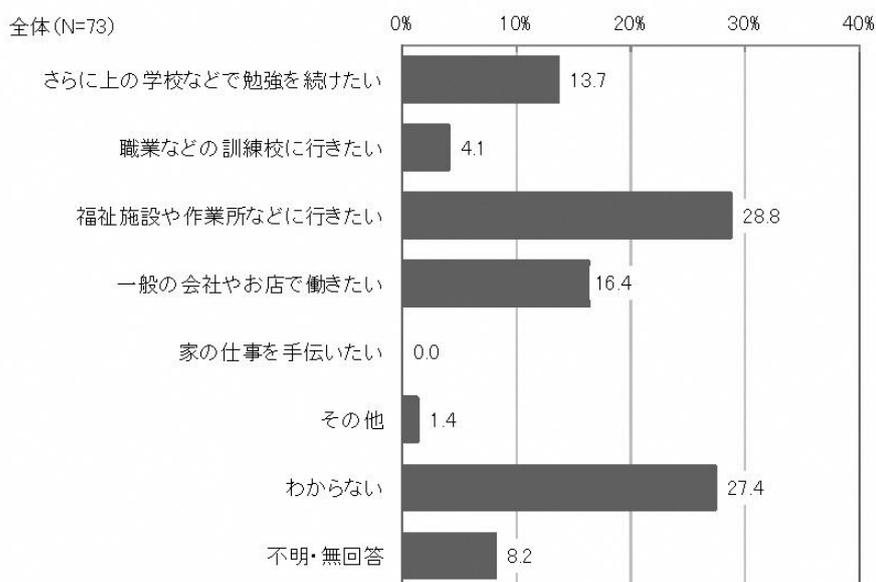
⑨障害者支援に関する相談体制について

「不満はない」が37.2%で最も高くなっています。次いで「相談しても解決されない」が14.9%、「相談窓口が少ない」が12.7%となっています。



⑩中学や高校卒業後の進路について（18歳未満のみ回答）

「福祉施設や作業所などに行きたい」が28.8%で最も高くなっています。次いで「わからない」が27.4%、「一般の会社やお店で働きたい」が16.4%となっています。



(5) 団体ヒアリング結果の概要

<調査の目的>

「第3期江南市障害者計画」及び「第5期江南市障害福祉計画及び第1期江南市障害児福祉計画」の策定に際し、障害福祉に携わる活動を実施している団体に対し、活動上の課題や不足している支援などを把握し、計画策定や施策の推進の検討資料とするため実施しました。

<調査の概要>

- ・調査対象者 : 障害福祉に携わる活動団体 11 団体
- ・調査期間 : 平成 29 年 9 月 15 日 (金) から 9 月 29 日 (金) まで
- ・調査方法 : シート配付による団体記入方式

①不足していると思う支援やサービスについて

No.	不足していると思われるサービスや支援
1	ACT (包括型地域生活支援プログラム)
2	聴覚・視覚障害者への情報
3	移動支援 (特に男性のガイドヘルパー)
4	難聴者・中途失聴者の社会参加に対する支援
5	市民の理解を得るためのPR

②今後の障害者施策に求めることについて

■保健・医療について

内容
訪問型医療の拡大 (精神障害者の受診中断等に対応できる専門性必要)。
健診その他について難聴者が受診しやすいよう、文字表示でのお知らせ、要約筆記者の同伴を認める。

■生活支援サービスについて

内容
グループホームなどの拡充。例えば、江南団地などの空き部屋の利用。
当事者によるピア活動を促す施策。
ろう者や高齢者が安心して利用できる施設がほしい。
難聴者のための生活支援用品などの支給、または補助があることを知らせる。

■相談・情報提供について

内容
専門的な相談員の体制づくり。
顔が見える関係が大切。当事者がわかりやすい (理解できているか確認) 情報提供。
市役所の手話通訳の設置日を常時にしてほしい。

内容
パソコン学習（音声）の仲間を増やすための情報提供など、力になってほしい。
子ども向け、保護者向けの電話相談ができるとよいと思います。

■障害のある子どもの教育・育成について

内容
各ライフステージへ移行する時の情報共有がしっかりとできる仕組み。
私達の子育ての時は放課後等デイサービスがなく、働いている人達にとっては今はとてもありがたいし、充実していると思う。今の若い親は共働きが当たり前だし、素晴らしいことです。

■雇用・就労について

内容
公的機関が率先して、精神障害者等の雇用を促進してほしい。
障害に応じた職場の環境や体制を整える。

■まちづくりについて

内容
精神障害の方が主体となり、継続した参加ができる役割をつくる。
聴覚障害に応じた災害時の支援対策を、早期に確認してほしい。
災害時には、障害に応じた対策を考え、実行する。

■障害と障害のある人への理解について

内容
義務教育の段階から学ぶ機会が必要。
学校や地域などで、障害者とのふれあいや交流の機会を持つ。

(6) 現状と課題のまとめ

- 現在就労していない人のうち4割弱が仕事をしたいができないと回答しており、雇用側の理解や、勤務時間等への配慮とともに障害者雇用の推進に向け、障害のある人の就労後のフォローアップが求められています。
- 中学や高校の卒業後の進路について、福祉施設や作業所へのニーズが高く、また、一般の会社等での就労意向も2割弱となっていることから、多様な就労の場の整備が必要となっています。
- 生活上で不安がある人のうち、1割強が「相談窓口が少ない」と回答しており、総合的な相談支援体制の強化を図る必要があります。
- 福祉サービスについて、ホームヘルプサービスや福祉施設等への通所の利用意向が3割を超えており、在宅生活の支援の充実が求められています。相談支援や福祉サービス等、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな生活支援の充実が必要です。
- 子どものために特に重要だと思うことについて、「保護者不在時の一時的な介助・見守り」が4割強と最も高くなっています。保護者不在時や授業終了後等における居場所の確保が求められます。

第3章 基本方針

第4期障害福祉計画の基本方針を踏まえ、引き続き、次の基本方針で計画を進めます。

(1) 基本方針

① 相談支援体制の強化

障害のある人の多様化するニーズに対応できるよう、相談支援体制の強化を図ります。

② 地域生活の支援

障害のある人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、グループホームの整備など、地域生活の支援を進めます。

③ 地域活動の支援

障害のある人が、自分の能力を生かし、積極的な社会参加を行うために、意思疎通支援（手話通訳など）や、外出支援などのサービスの充実を図ります。

④ 雇用・就労の促進

障害のある人が、職業生活を継続できるよう、一般企業、ハローワーク、就労支援事業所等の関係機関との連携を図りながら、就労のための訓練や、就労の機会の確保に努めます。

⑤ 自立生活の支援

障害のある人が、自宅で自立した生活を送れるよう、相談支援、生活を支えるホームヘルプなどの訪問系サービス、デイサービスなどの日中活動系サービスの充実を図ります。

⑥ 障害児の支援

関係機関と連携を図りながら、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援などの障害児の支援の充実に努めます。

(2) 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法には、全国一律で共通に介護などのサービスを提供する「自立支援給付」と、市町村が地域の状況に応じて必要な事業を行う「地域生活支援事業」があります。

「自立支援給付」には、介護、訓練等、相談支援、補装具、自立支援医療などの給付が定められています。介護給付は、ホームヘルプやデイサービス等で、障害により必要とされる支援の度合を示す「障害支援区分」によって、受けられる給付が決定されます。

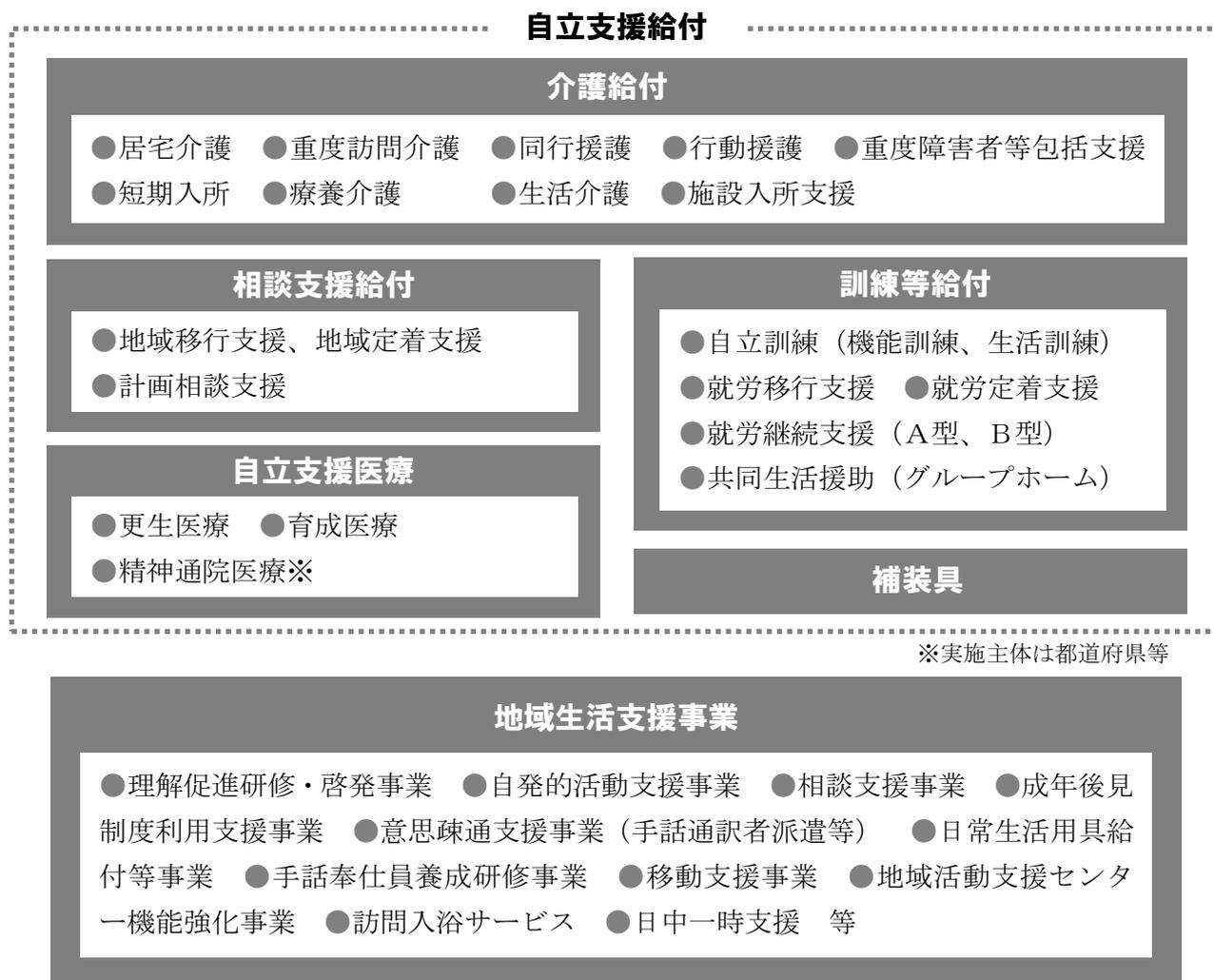
訓練等給付は、就労支援などです。相談支援給付は、地域相談支援や、障害者のサービス等利用計画作成などの給付です。

本計画では、これらの「自立支援給付」を「障害福祉サービス」とし、さらに児童福祉法による障害児支援及び「地域生活支援事業」を合わせて「障害福祉サービス等」と呼びます。

「地域生活支援事業」は、市町村においては必須事業、任意事業があります。

必須事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業（手話通訳者派遣等）、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業（ガイドヘルパー等）、地域活動支援センター機能強化事業（作業所などの充実）などを行います。

■自立支援給付と地域生活支援事業の体系



■障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス	障害福祉サービス等	訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護 ●同行援護 ●重度障害者等包括支援 ●重度訪問介護 ●行動援護
		日中活動系	<ul style="list-style-type: none"> ●生活介護 ●自立訓練（生活訓練） ●就労継続支援（A型） ●就労定着支援【新規】 ●短期入所 ●自立訓練（機能訓練） ●就労移行支援 ●就労継続支援（B型） ●療養介護
		居住系	<ul style="list-style-type: none"> ●共同生活援助（グループホーム） ●施設入所支援 ●自立生活援助【新規】
		相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●計画相談支援 ●地域移行支援、地域定着支援
		障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援 ●医療型児童発達支援 ●放課後等デイサービス ●保育所等訪問支援 ●障害児相談支援 ●居宅訪問型児童発達支援【新規】
	地域生活支援事業	必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ●理解促進研修・啓発事業 ●自発的活動支援事業 ●相談支援事業 ●成年後見制度利用支援事業 ●成年後見制度法人後見支援事業 ●意思疎通支援事業（手話通訳派遣等） ●日常生活用具給付等事業 ●手話奉仕員養成研修事業 ●移動支援事業 ●地域活動支援センター機能強化事業
		任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問入浴サービス ●日中一時支援 ●自動車運転免許取得・改造費助成 ●更生訓練費給付 ●知的障害者職親委託

第4章 障害福祉計画の成果目標及び障害福祉サービスの見込み量

(1) 成果目標の設定

本計画では、計画期間内において以下の成果目標を設定し、施策を推進します。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値設定にあたっての考え方

本市の平成28年度末時点の施設入所者数は89人となっています。国の指針と本市の地域生活への移行状況を踏まえ、平成32年度末までに地域生活への移行者を1人とすることを目標とします。

また、施設入所者数については、障害者や介助者である親が高齢化するなか、新たに施設入所を求めるニーズは高まっていることから、入所者数の目標は現状維持とします。

目標達成にあたっては、障害のある人が地域での生活が可能となるよう、地域移行支援や地域定着支援、日中活動系のサービスやグループホームの充実を図ります。

■国の指針

項目	基本指針に定める目標値
ア 施設入所者の地域生活への移行	平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
イ 施設入所者の削減	平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

■平成32年度末における成果目標

項目	数値
平成28年度末時点の施設入所者	89人
【目標①】 平成32年度末までの施設入所者における地域生活移行者数	1人
【目標②】 平成32年度末時点の施設入所者の削減者数	0人
平成32年度末時点の施設入所者	89人

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標値設定にあたっての考え方

サービス事業所、保健所、医療機関などの関係者で構成する総合支援協議会を活用し、機能を強化することで協議の場の設置を目指します。

■国の指針

基本指針に定める目標値
平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

■平成 32 年度末における成果目標

項目	目標	考え方
保健、医療、福祉関係者等の関係者による協議の場	設置 (1 協議の場)	平成 32 年度末までに精神障害のある人の関係者の協議の場を設置する。

③地域生活支援拠点等※6の整備

目標値設定にあたっての考え方

地域生活支援拠点等について、本市の資源を活用しながら、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた居住支援の整備を目指します。

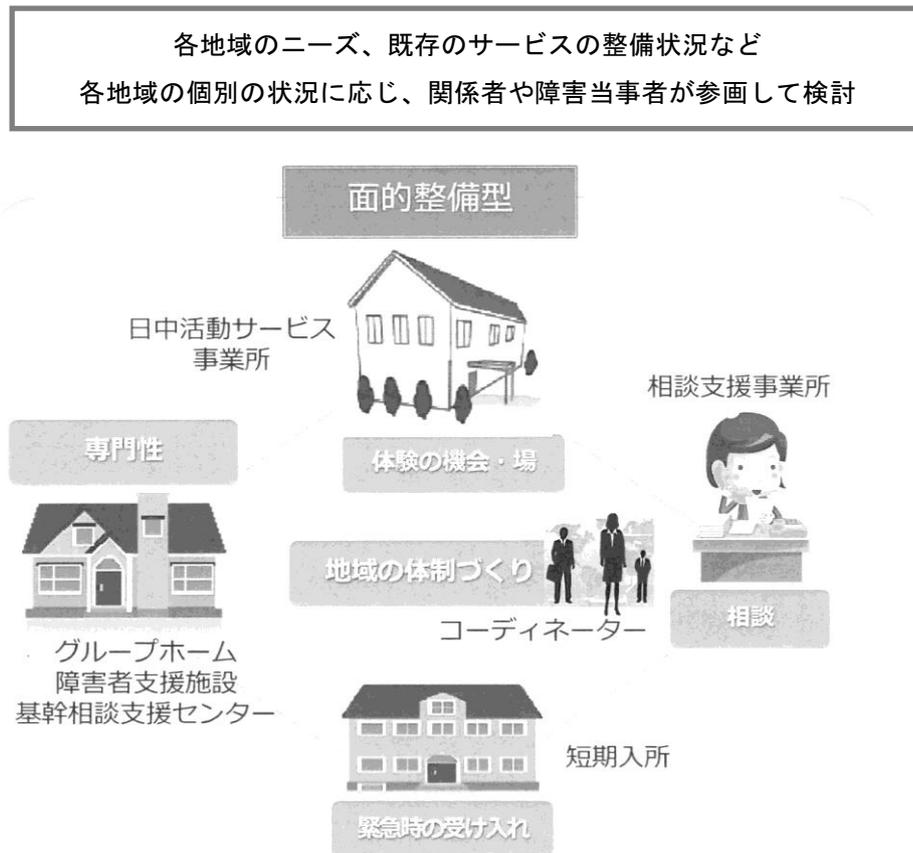
■国の指針

基本指針に定める目標値
地域生活支援拠点等※について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

■平成 32 年度末における成果目標

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	設置 (1カ所)	平成 32 年度末までに地域生活支援拠点等を整備する。

■地域生活支援拠点等 面的整備のイメージ



※6 地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための必要な機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を備えた拠点のこと。

④福祉施設から一般就労への移行促進

目標値設定にあたっての考え方

国の指針と本市の現状を踏まえ、以下のような成果目標を設定します。また、新たな指標として追加された職場定着率については、就労移行支援利用者等の実績を踏まえて目標を設定します。

■国の指針

基本指針に定める目標値
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。
就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。
事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。
障害のある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定にあたっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。

■平成 32 年度末における成果目標

項目	数値
平成 28 年度の一般就労移行者数	2 人
【目標①】 福祉施設から一般就労への移行者数	3 人
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者	16 人
【目標②】 就労移行支援事業の利用者の増加	26 人
【目標③】 就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	25%
【目標④】 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	50%

(2) 障害福祉サービスの見込み量

各障害福祉サービスの見込み量について、以下のように設定します。

※平成 29 年度の実績値は見込み量になります。

①訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名称	主な対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者(身体・知的・精神)、 障害児、難病者	居宅において、入浴・排せつなどの介護や掃除、 料理などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の要介護状態にあり、四 肢の麻痺のある身体障害者 や行動上著しい困難を有し、 常時介護を有する知的障害 者、精神障害者	重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障 害者や行動上著しい困難を有する知的障害者、精 神障害者に対して、入浴・排せつ・食事、外出時 の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著し い困難を有する障害者等	視覚障害者が外出する際に、移動に必要な情報の 提供や代読なども含めた必要な援護を行います。
行動援護	行動上著しい困難を有し、常 時介護を有する知的障害 者・精神障害者	知的障害または精神障害等によって行動上著し い困難を有し、常時介護を必要とする障害者に対 して、行動する際に生じる危険を回避するために 必要な援護や外出時の移動中の介護などを行 います。
重度障害者等 包括支援	障害支援区分が区分 6 に該 当する者のうち、意思疎通に 著しい困難を有する者	常時介護を必要とする障害者などに対して、介護 の必要度が著しく高い場合に、居宅介護などを包 括的に行います。

見込み量の考え方

訪問系サービスは減少傾向にあり、日中活動系サービスやグループホームの需要が高まっていますが、地域移行の観点及び近年の実績や本市の状況を踏まえ、見込み量を設定しました。

■サービスの実績と見込み量(1カ月あたり)

種類	単位	第4期計画期間(実績)			第5期計画期間(見込み)		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
居宅介護、重度訪問 介護、同行援護、行動 援護、重度障害者等 包括支援	人	68	56	62	69	61	62
	時間	860	700	809	1,062	939	954

確保の方策

地域移行が求められるなかで、在宅での生活を希望する者等へのニーズに応じたサービスを提供できるよう、事業所等との連携を強化していきます。また、専門的人材の確保や質的向上を図るよう、働きかけていきます。

②日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名称	主な対象者	実施内容
生活介護	常時介護を必要とする障害者で、障害支援区分が区分3以上の人（50歳以上の場合は区分2以上、施設に入所する場合は区分4以上）	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な身体障害者及び難病者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上の訓練及び相談・助言による支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な障害者（知的・精神）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上の訓練及び相談・助言による支援を行います。
就労移行支援	65歳未満で、一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓などを通じ、企業などへの雇用や在宅就労が見込まれる障害者	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 （A型）	65歳未満で、就労に必要な知識能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者で、就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業して雇用に関わらなかった人、就労経験があり、現に雇用関係がない人	①事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。（事業所では労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。） ②一般企業などでの就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導などを行います。
就労継続支援 （B型）	就労の機会を通じて、生産活動にかかる知識・能力の向上や維持が期待される障害者で、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（雇用型）の雇用に関わらなかった人、一般企業などでの就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難となった人、50歳に達している人、障害基礎年金1級受給者	①就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しません。） ②一般企業などでの就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導などを行います。

サービス名称	主な対象者	実施内容
就労定着支援 【新規】	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した障害のある人	相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。
療養介護	医療的ケアや常時介護を必要とする人で、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者等人口呼吸器で呼吸管理を行っている障害支援区分が区分6の人、筋ジストロフィー患者、重症心身障害者で、障害支援区分が区分5の人	医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	福祉型は障害支援区分が区分1以上である人、障害児支援区分1以上に該当する障害児、医療型は重度障害児・者など	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設や病院等で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

見込み量の考え方

日中活動系サービスは、生活介護、就労継続支援A型、B型及び短期入所で増加傾向にあります。近年の実績や本市の状況を踏まえ、見込み量を設定しました。

■サービスの実績と見込み量（1カ月あたり）

種類	単位	第4期計画期間(実績)			第5期計画期間(見込み)		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
生活介護	人	200	201	202	218	220	220
	日	3,899	3,890	3,908	4,287	4,327	4,327
自立訓練 (機能訓練)	人	1	0	1	1	1	1
	日	2	0	3	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	人	5	4	5	5	5	5
	日	67	71	100	53	53	53
就労移行支援	人	26	16	24	26	26	26
	日	452	260	431	451	451	451
就労継続支援 (A型)	人	81	94	107	114	126	135
	日	1,654	1,872	2,115	2,277	2,516	2,696
就労継続支援 (B型)	人	60	72	81	85	93	100
	日	928	1,169	1,320	1,316	1,440	1,548
就労定着支援	人				0	1	1
療養介護	人	6	6	6	6	6	6
短期入所	人	29	33	38	34	39	44
	日	177	202	234	192	220	248

確保の方策

各サービスについて需要に応じた適切な提供ができるよう事業所と連携し、人材の確保について支援を行います。新たな事業である就労定着支援は、就労移行支援事業所等と連携し、事業の実施を検討します。

③居住系サービス

■サービスの内容

サービス名称	主な対象者	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	障害者（身体・知的・精神）	少人数で共同生活を行う住居で、主として夜間に、日常生活上の援助や介助を行います。
施設入所支援	介護を必要とする障害者（身体・知的・精神）で、障害支援区分が区分4以上の人等	居住の場を提供し、主として夜間に、入浴、食事等の介助、食事の提供、生活等に関する相談を行います。
自立生活援助 【新規】	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人等	定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

見込み量の考え方

居住系サービスは、グループホームで利用者が増加しています。近年のサービスの伸びを踏まえて見込み量を設定しています。施設入所支援については、地域移行を進めるなかでも、以前としてニーズが高いことを踏まえ、見込み量を設定しています。

■サービスの実績と見込み量（1カ月あたり）

種類	単位	第4期計画期間(実績)			第5期計画期間(見込み)		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
共同生活援助 (グループホーム)	人	42	44	49	53	63	72
施設入所支援	人	90	89	89	89	89	89
自立生活援助 【新規】	人				0	0	0

確保の方策

地域移行の観点からグループホーム入所者が今後さらに増加すると予想されるため、事業所等と連携し、新規整備の検討を働きかけていきます。施設入所支援については、地域移行への支援を進めつつ入所の必要がある人については安心して生活できるよう、居場所の確保に努めます。

④計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

■サービスの内容

サービス名称	実施内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害者等に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画を作成し、また、利用状況の検証、計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障害者支援施設などに入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	施設・病院から退所・退院した障害者、家族との同居から一人暮らしに移行した障害者、地域生活が不安定な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに相談を行います。

見込み量の考え方

計画相談支援は障害福祉サービス利用者すべてを対象としています。地域移行支援及び地域定着支援では、近年の実績はありませんが、施設入所者の利用等を見込み、設定しています。

■サービスの実績と見込み量（1カ月あたり）

種類	単位	第4期計画期間(実績)			第5期計画期間(見込み)		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
計画相談支援	人	93	91	100	117	117	117
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	1

確保の方策

適切なサービス利用計画の作成を円滑に行うために、専門的な相談支援体制の確保をサービス提供事業者等に働きかけるとともに、情報の提供などの支援に努めます。

地域移行支援及び地域定着支援では、需要に応じた供給体制を整備していきます。

(3) 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業は、障害のある人が自立して生活できるよう、地域の特性や障害の特性等にあわせて実施する事業です。

①理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

■サービスの内容

事業名	実施内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障害者等に対する理解を深め、地域において住民・公的機関・福祉関係者が共同し、福祉課題に取り組む体制を構築するための研修・啓発事業です。
自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

見込み量の考え方

広報こうなんや市ホームページ、各活動行事等を通じ、引き続き障害のある人への理解促進を図ります。

■サービスの実績と見込み量（年間）

種類	単位	第4期計画期間(実績)			第5期計画期間(見込み)		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施

確保の方策

これまで実施してきた啓発事業や障害者等団体への支援を継続します。

②相談支援事業

■サービスの内容

事業名	実施内容
相談支援事業	① 基幹相談支援センター ^{※7} 等機能強化事業 相談支援事業の機能を強化するために、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。 ② 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 賃貸住宅への入居について、保証人がいないなどの理由により困難な障害者に対し、調整などの支援を行います。 ③ 障害者相談支援事業 委託相談支援事業所で福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング ^{※8} 、権利の擁護のために必要な援助などの相談を行います。 ④ 総合支援協議会 関係機関や団体、障害者等により構成される協議会で、相互の連絡を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

見込み量の考え方

基幹相談支援センター等機能強化事業では、本市に基幹相談支援センターを2カ所設置しています。障害者相談支援事業では、社会福祉協議会障害者相談支援センター及び精神障害者地域活動支援センター「希楽里」（犬山市）の2カ所を、継続して設置としました。住宅入居等支援事業、総合支援協議会の設置を継続して実施としました。

■サービスの実績と見込み量（年間）

種類	単位	第4期計画期間(実績)			第5期計画期間(見込み)		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
基幹相談支援センター	カ所	2	2	2	2	2	2
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	カ所	1	1	1	1	1	1
障害者相談支援事業	カ所	2	2	2	2	2	2
総合支援協議会		設置あり	設置あり	設置あり	設置あり	設置あり	設置あり

※7 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う。

※8 ピアカウンセリング

障害という共通点をもつ人同士が、対等な仲間として相談相手などと助けあう方法。

確保の方策

障害のある人や家族などからの相談に応じて、必要な情報提供や助言をするため、身近な相談支援の場の確保に努めます。基幹相談支援センターや地域包括支援センター^{※9}等との連携を強化し、分野横断的な相談支援体制を整備します。相談支援事業を効果的に実施するために、総合支援協議会を、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう地域課題の解決や地域の関係者によるネットワークの構築に向けた協議の場として活用します。

③成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

■サービスの内容

事業名	実施内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度 ^{※10} を利用することが有用であると認められる障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を作り、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援を行います。

見込み量の考え方

成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業は、継続して実施していきます。

■サービスの実績と見込み量（年間）

種類	単位	第4期計画期間(実績)			第5期計画期間(見込み)		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
成年後見制度利用支援事業	力所	1	1	1	1	1	1
	人	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施

※9 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で健やかに安定して暮らすことができるよう、総合的相談や要介護者等高齢者を総合的に支えるための地域の中核的機関。平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された。

※10 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

確保の方策

社会福祉協議会^{※11}の成年後見センターの周知を図り、今後の保護者の高齢化等に伴う利用者増に備えます。障害のある人に対する虐待の防止や差別の解消に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度の活用を含め人権擁護に努めます。

④意思疎通支援事業(手話通訳等)

■サービスの内容

事業名	実施内容
意思疎通支援事業	聴覚障害者など、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者、要約筆記者などを派遣する事業です。

見込み量の考え方

手話通訳者設置事業及び手話通訳者派遣事業については、平成 32 年度まで横ばいと見込みました。要約筆記者派遣事業については、引き続き制度の周知を図ることにより、利用者 2 人と見込みました。

■サービスの実績と見込み量（年間）

種類	単位	第4期計画期間(実績)			第5期計画期間(見込み)		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	人	13	13	13	13	13	13
	件	133	137	186	186	186	186
要約筆記者派遣事業	人	—	1	2	2	2	2
	件	—	5	5	5	5	5

確保の方策

障害者団体との連携により、地域における手話通訳者や要約筆記者の把握に努め、サービスの提供体制を整えます。障害のある人に対し、事業の普及啓発を図り、サービスの利用を促進します。

※11 社会福祉協議会

社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている。

⑤日常生活用具給付等事業

■サービスの内容

事業名	実施内容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度の障害者、障害児、難病者等に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付します。

見込み量の考え方

日常生活用具給付事業は、排泄管理支援用具の利用が特に多くなっています。近年の実績を踏まえ、見込み量を設定しています。

■サービスの実績と見込み量（年間）

種類	単位	第4期計画期間(実績)			第5期計画期間(見込み)		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護・訓練支援用具	件	10	6	6	6	6	6
自立生活支援用具	件	6	13	12	14	14	14
在宅療養等支援用具	件	21	10	9	18	18	18
情報・意思疎通支援用具	件	14	11	10	13	13	13
排泄管理支援用具	件	1,748	1,860	1724	1,808	1,808	1,808
居宅生活動作補助用具	件	6	6	6	6	6	6

確保の方策

障害のある人が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

⑥手話奉仕員養成研修事業

■サービスの内容

事業名	実施内容
手話奉仕員養成研修事業	犬山市、岩倉市、大口町、扶桑町との3市2町の共同で、手話奉仕員養成研修を実施します。

見込み量の考え方

開催場所、近年の実績を踏まえ、見込み量を設定しています。

■サービスの実績と見込み量（年間）

種類	単位	第4期計画期間(実績)			第5期計画期間(見込み)		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
手話奉仕員 養成研修事業	開催場所	江南市	扶桑町	大口町	岩倉市	犬山市	江南市
	人	19	3	5	5	5	18

確保の方策

3市2町の共同で手話奉仕員養成研修を行い、手話奉仕員の養成に努めます。また、手話奉仕員養成講座修了者へのフォローアップも行います。

⑦移動支援事業

■サービスの内容

事業名	実施内容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。

見込み量の考え方

近年の実績や本市の状況を踏まえ、見込み量を設定しています。

■サービスの実績と見込み量（1カ月あたり）

種類	単位	第4期計画期間(実績)			第5期計画期間(見込み)		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
移動支援事業	人	36	29	34	37	37	37
	時間	255	228	260	197	197	197

確保の方策

障害のある人の社会参加を促すため、適切なサービスを利用できるよう努めます。

⑧地域活動支援センター機能強化事業

■サービスの内容

事業名	実施内容
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターは利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供や、社会との交流などの地域の実情に応じた支援を行います。 地域活動支援センター機能強化事業は、基礎的事業に加え、専門職員などを配置するなどして機能を強化する事業です。

見込み量の考え方

引き続き身体障害者1カ所、知的障害者1カ所、精神障害者1カ所の地域活動支援センターを設置していきます。

■サービスの実績と見込み量（年間）

種類	単位	第4期計画期間(実績)			第5期計画期間(見込み)		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域活動支援センター事業	カ所	3	3	3	3	3	3

確保の方策

障害の特性に合わせた活動内容の充実を働きかけていきます。

⑨市町村任意事業

■サービスの内容

事業名	実施内容
訪問入浴サービス	自宅において入浴が困難な重度の身体障害者・児を対象に、移動入浴車による訪問入浴を行う事業です。
自動車運転免許取得費の助成	自動車免許取得に要する費用の一部を助成し、障害のある人の就労等社会活動への参加を促進する事業です。
身体障害者自動車改造費の助成	身体障害のある人が、自らが所有する自動車を運転するために改造する場合に、改造に要する経費を助成する事業です。
日中一時支援	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害者・児等の日中における活動の場を提供する事業です。
更生訓練費給付	就労移行支援などを利用している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。
知的障害者職親委託	知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、事業経営者に預け、生活指導及び技能取得訓練等を行う事業です。

見込み量の考え方

近年の実績や本市の状況を踏まえ、見込み量を設定しています。

■サービスの実績と見込み量（年間）

種類	単位	第4期計画期間(実績)			第5期計画期間(見込み)		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問入浴サービス	人	6	7	8	8	8	8
	回	107	269	276	273	273	273
自動車運転免許 取得費の助成	人	0	3	1	1	1	1
身体障害者自動車 改造費の助成	人	5	1	2	3	3	3
日中一時支援	人	45	41	36	47	47	47
	回	198	248	212	218	218	218
更生訓練費給付	人	19	28	28	28	28	28
知的障害者職親委託	人	1	1	1	1	1	1

確保の方策

各種福祉制度の周知に努め、事業の利用促進を図り、障害のある人やその家族の支援に努めます。日中一時支援事業については、サービス提供事業所と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

第5章 障害児福祉計画の成果目標及び障害児通所支援等の見込み量

(1) 障害児支援における提供体制の確保

障害児支援においては、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

①地域支援体制の整備

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を推進します。

②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備にあたり、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童保育）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

③地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童保育）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できる体制を整備し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児^{※12}が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の発掘等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

医療的ケア児^{※13}が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図ります。

強度行動障害^{※14}や高次脳機能障害^{※15}を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

⑤障害児相談の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。そのため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

※12 重症心身障害児

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。

※13 医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。

※14 強度行動障害

自傷行為や物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が多く、家庭で努力をして養育しても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態のこと。

※15 高次脳機能障害

高次脳機能とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障害、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、高次脳機能に障害が起きた状態のこと。

(2) 成果目標の設定

障害児福祉計画の成果目標は、基本指針における障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に基づき、平成 30 年度から新規に設定することとなりました。

本計画においては、この基本指針に記載された成果目標について以下のように設定します。

①障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

■国の指針

基本指針に定める目標値
平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置する。
平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する（市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。）。

■平成 32 年度末における成果目標

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	設置 (1 カ所)	平成 32 年度末までに児童発達支援センターを設置する。
保育所等訪問支援の整備	設置 (1 カ所)	平成 32 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を整備する。

②児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

■国の指針

基本指針に定める目標値
平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保する（市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。）。

■平成 32 年度末における成果目標

項目	目標	考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	設置 (1 カ所)	平成 32 年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の利用体制を圏域内で確保する。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

■国の指針

基本指針に定める目標値
平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

■平成 30 年度末における成果目標

項目	目標	考え方
協議の場の設置	設置 (1カ所)	平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を、圏域内に設置する。

(3) 障害児通所支援等の見込み量

各障害児通所支援の見込み量について、以下のように設定します。

※平成 29 年度の実績値は見込量になります。

①障害児通所支援

■サービスの内容

サービス名称	主な対象者	実施内容
児童発達支援	未就学であり、療育が必要であるとされた障害児	就学前の障害児等が、保護者とともに、または児童のみで通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育事業を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的な支援が必要な障害児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	学校等に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要な障害児	就学している障害児等が、授業終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中であって、施設を訪問し、専門的な支援が必要な障害児	児童が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を専門の担当者が訪問し、障害児本人への訓練や、保育所等のスタッフに対する指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援【新規】	重度の障害等で障害児通所支援を利用することが困難な障害児	重度の障害等で障害児通所支援を利用することが困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

見込み量の考え方

障害児通所支援サービスは、放課後等デイサービスで増加傾向にあります。保育所等訪問支援は近年の利用実績はありませんが、今後の需要の高まりを踏まえ、見込み量を設定しています。

■サービスの実績と見込み量（1カ月あたり）

種類	単位	第4期計画期間(実績)			第5期計画期間(見込み)		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
児童発達支援	人	64	62	63	64	64	64
	日	396	354	350	392	392	392
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	142	151	174	184	201	217
	日	1,301	1,541	1,779	1,613	1,762	1,903
保育所等訪問支援	人	0	0	0	1	1	1
	日	0	0	0	12	12	12
居宅訪問型児童発達支援【新規】	人	0	0	0	0	0	0
	日	0	0	0	0	0	0

確保の方策

サービス提供事業者に対し、サービスを必要とする障害児へのサービス拡充に向け働きかけ、ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう努めます。また、事業所に対して実施する指導監査等の機会を通じ、提供されるサービスの質の向上に努めます。

②障害児相談支援

■サービスの内容

サービス名称	主な対象者	実施内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児等	障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向などを踏まえた「障害児支援利用計画」の作成及び検証と見直し（モニタリング）を行います。

見込み量の考え方

近年の実績を踏まえ、見込み量を設定しています。

■サービスの実績と見込み量（1カ月あたり）

種類	単位	第4期計画期間(実績)			第5期計画期間(見込み)		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
障害児相談支援	人	38	34	44	48	48	48

確保の方策

障害児と家族一人ひとりのニーズに応じた相談体制の整備を進めます。また、サービスの提供体制を維持・強化するとともに、相談支援人材のスキルアップを促します。

③医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

■サービスの内容

サービス名称	主な対象者	実施内容
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	医療的ケアが必要な障害児	関係機関等が連携を図るための協議の場に参画し、地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを養成・配置します。

見込み量の考え方

本計画の成果目標にて、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを定めています。協議の場に参画し地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターについて配置を見込みます

■サービスの実績と見込み量（年間）

種類	単位	第4期計画期間(実績)			第5期計画期間(見込み)		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	人				0	0	1

確保の方策

相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、コーディネーターとなりうる人材への周知を図るとともに、成果目標の達成に向けた体制を整備し、コーディネーターの配置を目指します。

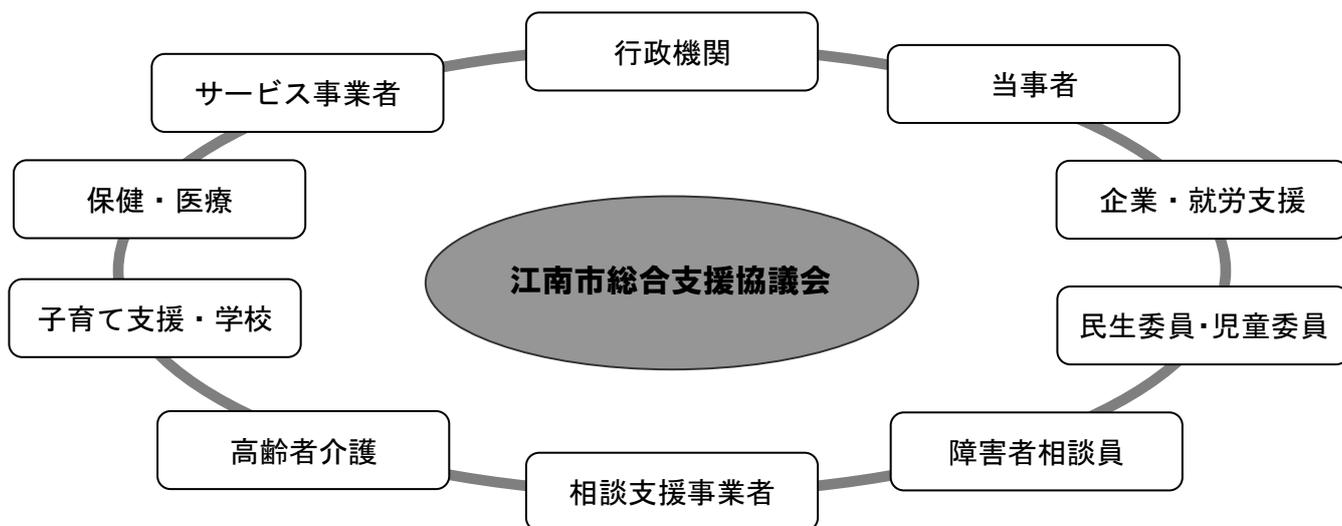
第6章 計画の推進に向けて

(1) 進行管理

本計画の施策や福祉サービスの実効性を高めるため、計画の評価、見直しを行う機関として「江南市総合支援協議会」を位置付けます。

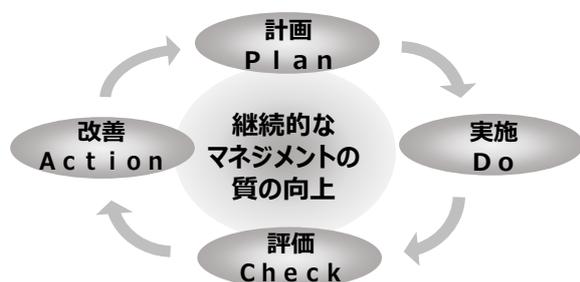
国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、平成32年度末の目標値の達成状況をP D C Aサイクルによって評価、見直しを実施します。

■江南市総合支援協議会のイメージ



- ①地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ②困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③地域の社会資源の開発、改善

■P D C Aサイクルのイメージ



第7章 資料編